



質問

新たに管理受託する予定の管理組合の組合員への重要事項及び説明会開催日時等を記した書面の交付について、全組合員分を一括して理事会に渡すことで、適正化法第72条に基づく交付を行ったこととなりますか。



回答

原則、自らの責任において適正化法第72条に基づいて組合員全員に当該書面を交付する必要があります。管理組合としての事情があるにせよ、それが期日までに確実に履行される保証はなく、また、理事会の手続きミスで履行されないようなことが生じたとしても、その責任を理事会に転嫁することはできない。

(説明)

適正化法第72条では、管理業者に対して「説明会の日から1週間前までに、組合員全員に重要事項並びに説明会の日時及び場所を記載した書面を交付しなければならない」旨規定しています。

一方、個人情報取扱事業者である管理組合としては、組合員名簿を作成するに当たり個人情報を集める際に明示した使用目的以外に集めた個人情報を使用することはできません。

よって、管理組合があらかじめ明示した使用目的では開示できないと解される場合には、管理会社は管理組合に「特定した利用目的以外に利用する場合には変更した利用目的の通知・公表等をあらかじめ行い、本人の同意を得る」ことで個人情報を利用できる※旨アドバイスし、管理組合にてそれを行ったうえで組合員名簿を受領して自らの責任において適正化法第72条に基づいて組合員全員に当該書面を交付することとなります。

なお、管理組合としての個人情報の取扱いを明確にする方法として、組合員情報等を集める際の帳票等裏面に記載をしておくことも有効な方法です。

※出典：個人情報保護委員会公表「自治会・同窓会向け会員名簿を作るときの注意事項」

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。